

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等						
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号					
1	R5.11.11	R6.1.10	令和4年度第4四半期、令和5年度第1四半期、令和5年度第2四半期 外国人起業家の資金調達支援事業に係る実績報告書	26		1															(7条2号) 事業者の代表者や委託事業者の個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条3号) 融資に関する情報等については、公にすることにより金融機関及び当該事業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	産業労働局金融部金融課			
2	R5.11.20	R6.1.19	LINEによる労働相談システムに係る基本構想、先行事例、起案書、審査会結果、契約書、提案書、各種計画書と報告書（テスト、アクセシビリティ、月報、広報、業務実施）、設計書、課題管理表、各種マニュアル、フロー、体制、議事録等			1																		産業労働局労働相談情報センター事業普及課	
3	R5.11.20	R6.1.19	LINEによる労働相談システムに係る基本構想、先行事例、起案書、審査会結果、契約書、提案書、各種計画書と報告書（テスト、アクセシビリティ、月報、広報、業務実施）、設計書、課題管理表、各種マニュアル、フロー、体制、議事録等			1																		(7条2号) 個人に関する情報であり、公にすることにより特定の個人を識別することができるため (7条3号) 法人のノウハウ等技術上の情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位が損なわれるため (7条4号) 労働相談で使用する機密性Aのシステムであり、システム情報を公にすることにより情報漏洩のリスクが発生し、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招く恐れがあるため。 (7条6号) 本システムの構築・運用及び改修の内容に係る記述や文書を公にすることにより、本システムの安定的な稼働が困難になるなど当事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	産業労働局労働相談情報センター事業普及課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	R5. 11. 20	R6.1.19	LINEによる労働相談システムに係る基本構想、先行事例、起案書、審査会結果、契約書、提案書、各種計画書と報告書（テスト、アクセシビリティ、月報、広報、業務実施）、設計書、課題管理表、各種マニュアル、フロー、体制、議事録等				1												（7条3号） 法人のノウハウ等技術上の情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位が損なわれるため （7条4号） 労働相談で使用する機密性Aのシステムであり、システム情報を公にすることにより情報漏洩のリスクが発生し、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招く恐れがあるため。 （7条6号） 本システムの構築・運用及び改修の内容に係る記述や文書を公にすることにより、本システムの安定的な稼働が困難になるなど当事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	産業労働局労働相談情報センター事業普及課
5	R5. 11. 21	R6. 1. 19	30産労商地第2778号、30産労商地第2474号、30産労商地第2271号、30産労商地第3065号、31産労商地第334号、30産労商地第1812号	235			1												（7条2号）個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号） 事業者の内部管理情報等であり、公にすることにより当該事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 （7条4号） 印影については、公にすることにより、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号） 今後の事業の適正な遂行に支障をきたすため。	産業労働局商工部地域産業振興課
6	R5. 11. 21	R6. 1. 19	30産労商地第1459号、30産労商地第1922号、30産労商地第1271号、30産労商地第1328号				1												当該公文書は、平成30年度に作成された3年保存の公文書であるため、廃棄済みであり、現在は存在しない。	産業労働局商工部地域産業振興課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
7	R5. 11. 22	R6. 1. 19	商店街リノベーション支援事業における〇〇向け支援業務委託に係る実績報告書（平成30年度から令和2年度まで）	1065	1						1	1	1							（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条3号） 事業者の内部管理情報等であり、公にすることにより当該事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 （7条4号） 印影については、公にすることにより、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （7条6号） 今後の事業の適正な遂行に支障をきたすため。	産業労働局商工部地域産業振興課